

**【感染症情報】フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の対応について
(その137:「グリーン」国／管轄地域の変更(7月29日発表))**

【ポイント】

- 7月29日、フィリピン政府は、「グリーン」国／管轄地域を変更することを発表しました。
なお、引き続き日本はこの「グリーン」国／管轄地域に含まれていません。

【本文】

1 7月29日、フィリピン政府は、新型コロナウイルス・ワクチン接種を完了したフィリピン入国者に対するガイドラインで言及されている「グリーン」国／管轄地域について、該当する国・地域等を以下のとおり変更することを発表しました。

なお、日本はこの「グリーン」国／管轄地域に含まれていません。

※フィリピンが指定した「グリーン」国／管轄地域(7月29日現在)

アルバニア、アメリカ領サモア、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、オーストラリア、アゼルバイジャン、ベナン、バミューダ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ケイマン諸島、チャド、中国、コモロ、コートジボワール(アイボリーコースト)、ドミニカ、ジブチ、赤道ギニア、フォークランド諸島、ガボン、ガンビア、ガーナ、グレナダ、香港、ハンガリー、コソボ、ラオス、マリ、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦、モルドバ、モントセラト、ニューカレドニア、ニュージーランド、ニジェール、ナイジェリア、北マケドニア、北マリアナ諸島、パラオ、ポーランド、ルーマニア、サバ(オランダ)、サン・バルテルミー、サンピエール島・ミクロン島、シンガポール、シント・ユース

タティウス、スロバキア、台湾、トーゴ

2 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制(検査・検疫措置を含む。)等に関する最新情報に引き続き注意してください。

【関連情報】

- 新興感染症に関する省庁間タスクフォース(IATF)決議第130-B号(「グリーン」国／管轄地域等)

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/07jul/202107jul29-IATF-Resolution-130-B-RRD.pdf>

- 大統領コミュニケーション・オペレーション・オフィス(PCOO)(IATFがグリーン国のリスト更新)

https://pcoo.gov.ph/news_releases/iatf-updates-list-of-green-countries/

+++++

【以下、新型コロナウイルス関連情報】

●当館ホームページ(フィリピン国政府の発表・関連情報等(フィリピンへの入国を予定の方へ))

https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00309.html

(問い合わせ窓口)

○在フィリピン日本国大使館

住所: 2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro Manila

電話: (市外局番 02) 8551-5710

(邦人援護ホットライン) (市外局番 02) 8551-5786

FAX: (市外局番 02) 8551-5785

ホームページ: http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在セブ日本国総領事館

住所: 7th floor, Keppel Center, Samar Loop cor. Cardinal Rosales Ave., Cebu Business Park,
Cebu City

電話: (市外局番 032) 231-7321

FAX: (市外局番 032) 231-6843

ホームページ: https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在ダバオ日本国総領事館

住所: 4th Floor, B.I. Zone Building, J.P. Laurel Avenue, Bajada, Davao City 8000

電話: (市外局番 082) 221-3100

FAX: (市外局番 082) 221-2176

ホームページ: https://www.davao.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html